

医師法

第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

最終更新時間：2005年07月15日21時57分23秒